

秋田県産業労働部特定外部資金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県産業労働部特定外部資金取扱要綱(以下「要綱」という。)の適正な運用のため、特定外部資金の選考及び検査に関して必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第2条 要綱第4条第4項の選考基準に関しては、産業労働部長は、以下に定める事項を総合的に勘案し、その可否を研究機関の長に通知する。

- (1) 交付主体が、国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人又は公益法人等公共性が高い機関であること。
- (2) 特定外部資金の交付に当たって秋田県に対し、一切の見返り等を求めないものであること。
- (3) 要綱及び本要領の趣旨に反しないものであること。

(検査)

第3条 要綱第7条の検査については、産業政策課で実施方法を定め、対象となる研究機関に別途通知する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。